第二百三十七条に次の一項を加える。

2　第百六十四条の二第九項から第十一項までの規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

第二百三十八条に次の一項を加える。

2　第百六十四条の二第十二項及び第十三項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

第二百三十九条を次のように改める。

（児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判の特則）

第二百三十九条　家庭裁判所は、児童の出生の日から二箇月を経過する日まで及び児童が十八歳に達した日以後は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判をすることができない。

2　第百六十四条の二第五項の規定は、児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認の審判事件について準用する。

別表第一の百二十八の二の項の次に次のように加える。

百二十八の三	児童相談所長の申立てによる特別養子適格の確認	児童福祉法第三十三条の六の二第一項

（児童福祉法の一部改正）

第三条　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号ト中「特別養子縁組」の下に「（第三十三条の六の二において「特別養子縁組」という。）」を加える。

第三十三条の六の次に次の二条を加える。

第三十三条の六の二　児童相談所長は、児童について、家庭裁判所に対し、養親としての適格性を有する者との間における特別養子縁組について、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第百六十四条第二項に規定する特別養子適格の確認を請求することができる。

児童相談所長は、前項の規定による請求に係る児童について、特別養子縁組によって養親となることを希望する者が現に存しないときは、養子縁組里親その他の適当な者に対し、当該児童に係る民法第八百十七条の二第一項に規定する請求を行うことを勧奨するよう努めるものとする。

第三十三条の六の三　児童相談所長は、児童に係る特別養子適格の確認の審判事件（家事事件手続法第三条の五に規定する特別養子適格の確認の審判事件をいう。）の手続に参加することができる。

前項の規定により手続に参加する児童相談所長は、家事事件手続法第四十二条第七項に規定する利害関係参加人とみなす。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に係属している特別養子縁組の成立の審判事件に関する養子となる者の年齢についての要件及び当該審判事件の手続については、なお従前の例による。

（政令への委任）

3　前項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

法務大臣　山下　貴司
厚生労働大臣　根本　匠
内閣総理大臣　安倍　晋三

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十五号

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2　この法律において「公共工事に関する調査等」とは、公共工事に関し、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）又は地方公共団体が発注する測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計（以下「調査等」という。）をいう。

第三条第一項中「並びに公共工事」を「並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「その品質が」の下に「工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の」を加え、同条第三項中「施工技術」の下に「及び調査等に関する技術」を加え、「それ」を「それら」に改め、同条第四項中「公共工事の発注者（第二十四条を除き、以下」を「公共工事等の発注者（以下単に」に、「、工事」を「、工事等」に改め、同条第五項中「で工事」を「で工事等」に改め、「鑑み」の下に「、地盤の状況に関する情報その他の工事等に必要な情報が的確に把握され」を、「工夫」の下に「が活用されること」を加え、同条第七項中「の育成及び確保について配慮がなされる」を「が育成され、及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備される」に改め、同条第十項を削り、同条第九項中「並びに」の下に「公共工事等の」を加え、「公共工事に」を「公共工事等に」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「当たっては、」の下に「公共工事等の」を加え、「公共工事等の適正な実施」に、「受注者」を「公共工事等の受注者（以下単に「受注者」という。）」に、「建設業者」を「建設業者等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　公共工事の品質は、これを確保する上で公共工事等の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事等における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、市場における労務の取引価格、健康保険法（大正十一年法律第七十号）等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料（第八条第二項において単に「保険料」という。）等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期又は調査等の履行期（以下「工期等」という。）を定める公正な契約を締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事等に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならない。